

# 桑名市災害時外国人住民サポート事業

## 仕様書

令和8年7月

桑名市役所 ブランド推進課

1 委 託 名 桑名市災害時外国人住民サポート事業

2 目 的 令和3年度に三重県と共催で実施した災害時外国人住民支援事業において結成されたボランティア団体である「桑名外国人防災リーダーズ（以下、「防災リーダーズ」という。）」を育成し連携を図ることで、外国人住民の災害に関する知識及び発災時にとるべき行動について理解を深める。さらに、災害時には外国人住民自らが、支援者の立場としても行動できるようになることを目的とする。

3 委託期間 契約日から令和9年3月31日（水）

4 委託場所 市が指定する場所

5 委託内容

（1）防災セミナー（以下、「セミナー」という。）に係る防災リーダーズとの連携強化及び事前懇談会の企画

概 要：防災、まちづくりに関心がある外国人住民で構成されたボランティアグループである防災リーダーズは、災害時の外国人支援や外国人住民の防災力向上に関わる人材として非常に重要となるため、セミナーの企画・実施前に懇談会を行い、その内容について協議を行う。あわせて、市が実施するイベント等への参加も呼びかけ、事前懇談会に加えて複数回防災リーダーズと顔を合わせる機会を設けることで信頼関係を作り、今後活動しやすいよう円滑な連携を目指す。

対 象 者：防災リーダーズ

開催回数：1回以上

開催場所：指定はないが、選定にあたっては事前に市と協議を行うこと

実施規模：防災リーダーズ15名の過半数の参加を目標とする

特記事項：① 防災リーダーズの参加について、日程調整等の連絡を行うこと。

② 事前懇談会終了後、その内容について議事録を作成し、提出すること。

③ 防災リーダーズの参加に係る謝金・交通費等を委託費に含むこと。

④ 必要に応じて他団体との連携・調整を行い、謝金・交通費等を委託費に含むこと。

⑤ 必要に応じて講師等を活用する場合については、謝金・交通費等を委託費に含むこと。

## (2) 防災セミナーの企画・実施

概要：災害時に備えて自助・共助の力の向上に資するセミナーを以下の内容で企画・実施する。

### i 防災に関する講義等

- ・有識者等を招聘し、外国人住民の視点に立った講義等を通じて、防災の重要性について学習できる内容を取り入れること。

### ii 体験イベント

- ・防災対策のノウハウや、災害を想定した対応等実践的な活動を取り入れること。

### iii 日本人・外国人が参加するグループワーク

- ・i、iiを踏まえ、防災について、日本人住民と外国人住民がともに理解を深めるグループワークを実施し、進行シナリオを作成すること。

対象者：防災リーダーズ 外国人住民 災害時に外国人をサポートする日本人

開催回数：1回以上

開催時期：令和9年2月頃（予定）

時間：3時間程度

開催場所：市が指定する場所

実施規模：50名以上の参加（内、外国人参加率70%以上）を目標とする

参加費：無料

特記事項：① セミナーは委託内容（1）を踏まえて、（2）の概要i、ii、iiiを実施すること。

② 参加者募集チラシを作成し、市内の外国人住民への周知を行うこと。

なお、参加者募集チラシはベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語を含む5言語以上の翻訳版の作成を必須とし、情報を受け取りやすいよう配慮すること。

③ セミナー配布資料の作成及び印刷を行うこと。

④ 受講者には市が別途指定する項目を含むアンケートを実施し、セミナー実施後できる限り速やかに、受講者リストとアンケート結果を提出すること。

⑤ 防災リーダーズの参加について、日程調整等の連絡を行うこと。

⑥ 防災リーダーズとの調整を行い、セミナーの準備や運営に携わっていただくこと。

⑦ 必要に応じて他団体との連携・調整を行い、謝金・交通費等が必要な場合は委託費に含むこと。

⑧ 必要に応じて講師等を活用する場合については、謝金・交通費等を委託費に含むこと。

⑨ 防災リーダーズの参加に係る謝金・交通費等を委託費に含むこと。

⑩ 当該セミナーの効果的な周知・啓発に努めること。

### （３）動画作成

概要：（２）の内容を基に、視聴者が防災知識を学べることを主目的とした動画を作成すること。

特に、母国に災害が少なく、防災の習慣が身についていない外国人住民にも、日本における災害の特性や災害に備えることの重要性を伝え、防災意識を高められるようにする。また、外国人住民にとって理解しやすいことはもちろん、日本人住民が見ても防災知識を再確認できる内容とし、地域に暮らすすべての人が「災害時に助け合う仲間」としての意識を持てるような内容等とする。

特記事項：① 動画作成は、撮影・編集・多言語に翻訳したテロップ作成までの一連の作業を含むものとする。

② 動画は、映像と音声を活用することで、情報を受け取りやすい内容とすること。

③ 動画は、ポルトガル語とベトナム語を含む２言語以上での対応を必須とし、言語や文化の違いに配慮し、理解しやすい内容とすること。

④ 動画の内容については、市及び防災リーダーズによるチェックを実施し、指摘事項があった場合には、適宜修正を行うこと。

## 6 成果品の提出

（１）委託期間終了の日までに、業務完了報告書（様式任意、A４版・両面印刷）を提出して完了検査を受けること。なお、業務完了報告書は次の項目を含むこと。

- ・ 委託業務の実施内容
- ・ 委託業務の具体的な成果
- ・ 事業効果の検証
- ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

（２）５ 委託内容（３）で作成した動画は、マスターデータ及び YouTube 等動画配信サイトでのアップロードに適した形式（H.264 等）のデータを納品すること。

## 7 その他

- (1) 契約金額には本委託契約の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- (2) 本業務について、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、市と協議すること。
- (3) この仕様書について、特別な理由により変更の必要が生じた場合には、市と受注者が協議の上、これを変更することができる。
- (4) 本業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知りえた情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。また契約終了（契約を解除した場合を含む）後においても同様とする。
- (5) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。
- (6) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の下承を得た場合は、この限りではない。